

平成26年
10月1日から

森林の土地取引には 事前の届出が必要です

新たな届出制度を導入します

秋田県水源森林地域の保全に関する条例が施行されました



本県の豊かな水資源を育む森林を将来にわたって健全な状態で維持していくために、
水源涵養機能^{かん}が高い森林の適正な土地利用を確保する必要があります。

そこで、「秋田県水源森林地域の保全に関する条例」を制定しました。

この条例では、秋田県の水資源の保全のため、水源森林地域周辺の土地が適正に利用されることなどを目指します。

水源森林地域の指定

民有林のなかで水源涵養機能^{かん}が高い森林を、水源森林地域として指定します。

平成26年10月まで（それ以降も必要に応じて地域を追加）



事前届出の開始

水源森林地域に指定された土地について、売買等の契約をしようとするときは、契約予定日の30日前までに知事に届出が必要です。

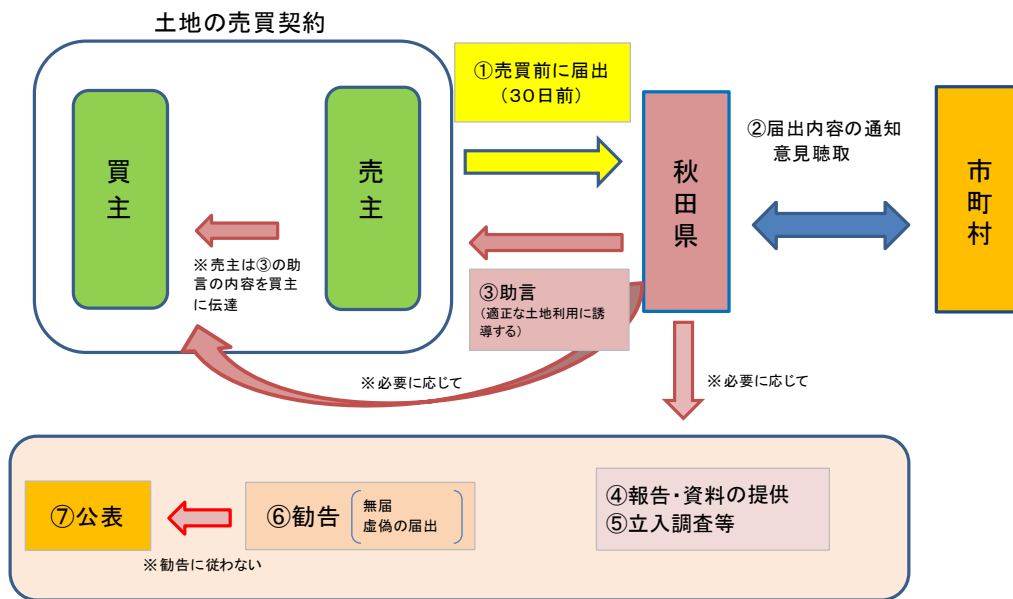
平成26年10月1日より

秋 田 県

詳しくは裏面へ



- ・届出の対象 売買、地上権の設定など（相続は対象外）
- ・届出者 土地所有者など土地に関する権利をお持ちの方
- ・届出時期 契約を締結しようとする日の30日前まで
- ・届出先 知事（土地の所在地を管轄する地域振興局農林部森づくり推進課）
- ・届出事項 当事者の氏名・住所・土地の所在地・面積・利用目的など
- ・適用除外 国、地方公共団体、森林整備法人などへの権利移転は届出不要



事前届出制度の手続の流れ

※届出を受けた県は、市町村の意見などを聴いた上で、届出された方に助言を行います。

<届出先・お問い合わせ先>

担当部箇所名	住所	電話番号
鹿角地域振興局農林部森づくり推進課	〒018-5201 鹿角市花輪字六月田 1	0186 (23) 2275
北秋田地域振興局農林部森づくり推進課	〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱 76-1	0186 (62) 1445
山本地域振興局農林部森づくり推進課	〒016-0815 能代市御指南町 1-10	0185 (52) 2181
秋田地域振興局農林部森づくり推進課	〒010-0951 秋田市山王四丁目 1-2	018 (860) 3381
由利地域振興局農林部森づくり推進課	〒015-8515 由利本荘市水林 366	0184 (22) 8351
仙北地域振興局農林部森づくり推進課	〒014-0062 大仙市大曲上栄町 13-62	0187 (63) 6113
平鹿地域振興局農林部森づくり推進課	〒013-8502 横手市旭川一丁目 3-41	0182 (32) 9505
雄勝地域振興局農林部森づくり推進課	〒012-0857 湯沢市千石町二丁目 1-10	0183 (73) 5112

<お問い合わせ先>

秋田県農林水産部森林整備課森林資源計画班

TEL 018 (860) 1919 FAX 018 (860) 3899

E-mail forest@pref.akita.lg.jp

詳しくはWEBへ

秋田県水源条例

検索